

桜丘国際日本語学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 「国際社会との共生」「多様性の尊重」「学生一人一人の夢の実現」を教育の柱とし、海外から日本へ学びに来る留学生に対し、質の高い日本語教育の場を提供することにより、日本国内外を問わず、様々な分野で社会貢献ができる真の架け橋となりうる人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は「桜丘国際日本語学校」という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都渋谷区桜丘町 17-5 に置く。

(点検・評価)

第4条 本校は、日本語教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業

(コース、就業期間及び定員)

第5条 本校のコース、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

| 部別 | コース名 | 修業期間 | 収容定員 | クラス数 | 入学時期 |
|-------------|------------|-------|------|------|------|
| 第一部 (午前) | 進学2年コース | 2年 | 30名 | 2 | 4月 |
| | 進学1年6か月コース | 1年6か月 | 20名 | 1 | 10月 |
| 小計 | | | 50名 | 3 | |
| 第二部 (午後) | 進学2年コース | 2年 | 20名 | 1 | 4月 |
| | 進学1年6か月コース | 1年6か月 | 20名 | 1 | 10月 |
| 小計 | | | 40名 | 2 | |
| 計 | | | 90名 | 5 | |

(始期・終期等)

第6条 本学のコースは4月及び10月に始まり、翌々年3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日

第2学期 10月1日から3月31日

第3学期 翌年4月1日から9月30日

第4学期 10月1日から3月31日

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日

三 夏季休業 7月下旬から8月中旬まで

四 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

五 春季休業 3月中旬から4月上旬まで

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるとき、また各年度の暦によって授業日数の調整が必要な場合は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

第一部 始業時刻 9時10分 終業時刻 12時30分

第二部 始業時刻 13時10分 終業時刻 16時30分

第3章 教育課程、授業日数、授業時間、学習の評価及び職員組織

(教育課程)

第9条 本学のコース別の教育課程及び授業日数、授業時間は、次のとおりとする。

ただし、ここにいう授業時間の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース (4月入学)

| レベル | 内容 | 週授業時間 | 週数 | 総授業時数 |
|-----|--|-------|------|--------|
| 初級 | ごく身近な日常生活に対応できる基本的な文法、漢字・語彙、ひらがな、カタカナの習得。 | 20 時間 | 10 週 | 200 時間 |
| | 日常生活に対応できる文法、漢字・語彙の習得と、簡単な文章の読み取り、聴解練習。 | 20 時間 | 10 週 | 200 時間 |
| 中級 | 一般的な話題についての会話を聞いたり、文章を読んだりして、その概要を理解できるようにする。グループワークを多く取り入れ、レポート、発表といった活動も行う。また、N3 程度の文法、漢字、語彙を習得する。 | 20 時間 | 20 週 | 400 時間 |
| 中上級 | 一般的、社会的な話題についての会話を聞いたり、文章を読んだりして、内容を理解したうえで、自分の考えや意見が言えるようにする。グループワークを多く取り入れ、レポート、発表といった活動も行う。また、N2 レベルの文法、漢字・語彙の習得と読解、聴解の練習も行う。 | 20 時間 | 20 週 | 400 時間 |
| 上級 | 社会的な話題についての会話を聞いたり、文章を読み、自分の考えや意見を適切な表現で述べられるようにする。グループワークを多く取り入れ、レポート、発表といった活動も行う。また、N1 レベルの文法、漢字・語彙の習得と読解、聴解の練習も行う。 | 20 時間 | 20 週 | 400 時間 |

(2) 進学1年6ヶ月コース (10月入学)

| レベル | 内容 | 週授業時間 | 週数 | 総授業時数 |
|-----|--|-------|------|--------|
| 中級 | 一般的な話題についての会話を聞いたり、文章を読んだりして、その概要を理解できるようにする。グループワークを多く取り入れ、レポート、発表といった活動も行う。また、N3 程度の文法、漢字、語彙を習得する。 | 20 時間 | 20 週 | 400 時間 |
| 中上級 | 一般的、社会的な話題についての会話を聞いたり、文章を読んだりして、内容を理解したうえで、自分の考えや意見が言えるようにする。グループワークを多く取り入れ、レポート、発表といった活動も行う。また、N2 レベルの文法、漢字・語彙の習得と読解、聴解の練習も行う。 | 20 時間 | 20 週 | 400 時間 |
| 上級 | 社会的な話題についての会話を聞いたり、文章を読み、自分の考えや意見を適切な表現で述べられるようにする。グループワークを多く取り入れ、レポート、発表といった活動も行う。また、N1 レベルの文法、漢字・語彙の習得と読解、聴解の練習も行う。 | 20 時間 | 20 週 | 400 時間 |

(学習の評価)

第 10 条 学習の評価は、定期試験結果（中間・期末）および、出席状況、課題提出状況、学習態度等も加味し、総合的に判断して決定する。

定期試験の得点評価は下記のとおり 5 段階評価とする。

| 5 段階評価 | 得点 | 合否 |
|--------|-----------|-----|
| A | 90 点以上 | 合格 |
| B | 80 点～89 点 | 合格 |
| C | 70 点～79 点 | 合格 |
| D | 60 点～69 点 | 合格 |
| E | 59 点以下 | 不合格 |

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- 一 校長
 - 二 主任教員
 - 三 教員 5 人以上（主任教員含む。うち専任 2 人以上）
 - 四 生活指導担当者 1 人以上（うち専任 1 人以上）
 - 五 事務職員 1 人以上（生活指導担当者含む。うち専任 1 人以上）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 4 職員会議等の会議に関する規定は別に定める。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学時期)

第 12 条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- 一 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者である
- 二 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可されている見込みがある者
- 三 入学後の生活ができる資金を用意している者、又はその手段を有する者または入国後の経費を学生本人に代わって支弁ができる経費支弁者を有する者
- 四 年齢が 18 歳以上の者
- 五 本邦における不法滞在歴・本邦あるいは自国での犯罪歴のない者

(入学時期)

第 13 条 本校への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月又は 10 月とする。

(入学手続)

第 14 条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- 一 本校に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 20 条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- 二 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 三 本校に入学を許可された者は、指定日までに第 20 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 15 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、5 日以上休学しようする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届けて出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第 16 条 退学しようとする者は、退学願いに事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

生徒が都合により転入学を希望する場合は、転入学理由及び受入先機関の情報を添えて、「転入学願」を提出する。校長が面談の上、転入学可否を判断する。転学も同様とする。

(修了・卒業の認定)

第 17 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習課程の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条 学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席が常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 五 授業料を1ヶ月以上滞納した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

初年度納付金 (単位：円、税込み)

| 各コース | 選考料 | 入学金 | 授業料 | 教材費 | 課外活動費 | 施設費 | 合計 |
|------|---------|---------|----------|---------|---------|--------|----------|
| 共通 | 33,000円 | 55,000円 | 693,000円 | 33,000円 | 22,000円 | 44,000 | 880,000円 |

次年度納付金 (単位：円、税込み)

| コース名 | 授業料 | 教材費 | 課外活動費 | 施設費 | 合計 |
|------------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 2年進学コース | 693,000円 | 33,000円 | 22,000円 | 44,000円 | 792,000円 |
| 1年6か月進学コース | 346,500円 | 16,500円 | 11,000円 | 22,000円 | 396,000円 |

2 諸手数料その他の料金は、校長が別に定める。

(納入)

第21条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合、第1項の規定に関わらず、第24条の別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第23条 すでに納入した納付金は、以下の事由で認めた場合、返還する。

(原則)

1. 学費の返金は、学生本人もしくは経費支弁者を通して行われる。
2. 学費の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。
3. 稟議を経て承認された場合、以下の返金規定に基づいて返金処理が行われる。

ケース 1：在留資格申請書類提出後のキャンセルの場合

「在留資格認定書」の交付、不交付に関わらず、選考料は返金しない。

ケース 2：「在留資格認定証明書」交付後で、かつ授業開始前にキャンセルした場合

ア. 選考料及び入学金は返金しない。

イ. 「入学辞退届」の提出をもって入学辞退の受付とする。

「入学辞退届」「在留資格認定証明書」及び「入学許可書」を返却後、アに掲げた選考料及び入学金を引いた学費を返金する。

ケース 3：留学ビザを取得した後、来日以前に入学を辞退した場合

ア. 選考料及び入学金は返金しない。

イ. 授業料は当校職員によって、入国ビザが未使用で、かつ失効が確認でき、

「入学許可書」「在留資格認定証明書」が返却された後に返金する。

ケース 4：日本大使館・領事館よりビザ発給が拒否された場合

ア. 選考料及び入学金は返金しない。

イ. ビザ発給拒否が当校職員確認後、かつ「入学許可書」が返却された後に

アに掲げた選考料・入学金を引いた金額を返金する。

ケース 5：授業開始後のキャンセル（退学）の場合

返金対象費用：授業料（その他の諸経費は対象外）

退学後の進路を確認後、退学月を除く残りの月数の授業料の 20%を返金する。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

第 24 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 25 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 26 条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(付則)

この学則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。